

取引参加者料金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(取引参加者料金) 第2条 (略) 2～5 (略)	(取引参加者料金) 第2条 (略) 2～5 (略)
6 取消料は、過誤のある注文により市場デリバティブ取引が成立した場合において、業務規程第25条第1項（J-NEET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第10条第1項において準用する場合を含む。）又は取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「取引所FX取引特例」という。）第15条第1項の規定に基づき、市場デリバティブ取引の取消しが行われたときに、当該過誤のある注文を発注した取引参加者が納入するものとし、その額は、取り消された取引（過誤のある注文により成立した取引に限る。）に係る取引手数料の算出の基準に、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定める率又は金額を乗じて算出した額とする。ただし、当該額が10万円を下回る場合は、10万円とする。 (1)・(2) (略) (3) 有価証券オプション取引 次のaからcまでに掲げる場合の区分に従い、当該aからcまでに定める金額とする。 a オプション対象証券の売買単位に係る数量が10未満である場合 1円 b オプション対象証券の売買単位に係る数量が10以上100未満である場合 5円 c オプション対象証券の売買単位に係る数量が100以上である場合 10円 (4)～(6) (略) 7～9 (略)	6 取消料は、過誤のある注文により市場デリバティブ取引が成立した場合において、業務規程第25条第1項（J-NEET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第10条第1項において準用する場合を含む。）又は取引所外国為替証拠金取引に関する業務規程及び受託契約準則の特例（以下「取引所FX取引特例」という。）第15条第1項の規定に基づき、市場デリバティブ取引の取消しが行われたときに、当該過誤のある注文を発注した取引参加者が納入するものとし、その額は、取り消された取引（過誤のある注文により成立した取引に限る。）に係る取引手数料の算出の基準に、次の各号に掲げる取引の区分に応じて、当該各号に定める率又は金額を乗じて算出した額とする。ただし、当該額が10万円を下回る場合は、10万円とする。 (1)・(2) (略) (3) 有価証券オプション取引 10円 (4)～(6) (略) 7～9 (略)
付 則 この改正規定は、平成29年3月1日から施行する。	

別表 1

取引手数料の算出の基準及び取引手数料率等

取引手数料の算出の基準及び取引手数料率等は、次のとおりとする。

取引の区分	取引対象の区分	算出の基準	取引手数料率等
(略)			
有価証券オプション取引	有価証券オプション	オプション対象証券の売買単位に係る数量が10未満である場合	
		売付け又は買付けごとに1取引単位につき	1円
		オプション対象証券の売買単位に係る数量が10以上100未満である場合	5円
		オプション対象証券の売買単位に係る数量が100以上である場合	
		売付け又は買付けごとに1取引単位につき	10円
(略)			

(注1)～(注6) (略)

別表2・3 (略)

別表 1

取引手数料の算出の基準及び取引手数料率等

取引手数料の算出の基準及び取引手数料率等は、次のとおりとする。

取引の区分	取引対象の区分	算出の基準	取引手数料率等
(略)			
有価証券オプション取引	有価証券オプション	売付け又は買付けごとに1取引単位につき	
			10円
		（略）	

(注1)～(注6) (略)

別表2・3 (略)